

新規上場申請のための四半期報告書

株式会社Ridge-i

【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書

【提出先】 株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 山道裕己 殿

【提出日】 2023年3月23日

【四半期会計期間】 第8期第1四半期(自 2022年8月1日 至 2022年10月31日)

【会社名】 株式会社Ridge-i

【英訳名】 Ridge-i Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 柳原 尚史

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町1丁目6番1号 大手町ビル438

【電話番号】 03-5208-5780 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 中井 努

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町1丁目6番1号 大手町ビル438

【電話番号】 03-5208-5780 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 中井 努

目次

頁

第一部【企業情報】	1
第1【企業の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【事業の内容】	2
第2【事業の状況】	3
1【事業等のリスク】	3
2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3【経営上の重要な契約等】	4
第3【提出会社の状況】	5
1【株式等の状況】	5
2【役員の状況】	12
第4【経理の状況】	13
1【四半期財務諸表】	14
2【その他】	20
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	21
四半期レビュー報告書	巻末

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第 8 期 第 1 四半期 累計期間	第 7 期
会計期間	自 2022年 8 月 1 日 至 2022年10月31日	自 2021年 8 月 1 日 至 2022年 7 月31日
売上高 (千円)	223,770	968,521
経常利益 (千円)	55,506	109,500
四半期 (当期) 純利益 (千円)	38,490	150,061
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	100,000	100,000
発行済株式総数		
普通株式 (株)	25,000,000	25,000,000
A種優先株式	6,249,999	6,249,999
B種優先株式	3,391,303	3,391,303
純資産額 (千円)	1,452,115	1,413,624
総資産額 (千円)	1,501,613	1,561,255
1株当たり四半期 (当期) 純利益 (円)	11.11	43.32
潜在株式調整後1株当たり 四半期 (当期) 純利益 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	96.7	90.5

(注) 1. 当社は、第 7 期第 1 四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第 7 期第 1 四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 当社は、2022年12月14日付けですべてのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びB種優先株式 1 株につき、それぞれ普通株式 1 株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式のすべてについて、2022年12月15日開催の取締役会決議により2022年12月16日付で消却しております。これにより、発行済株式数は普通株式34,641,302株となっております。なお、当社は2022年12月27日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
4. 当社は、2022年12月27日開催の株主総会決議により、2023年1月4日付で株式10株を1株に併合しておりますが、第 7 期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当第1四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

（1）財政状態及び経営成績の状況

当社は、「先端技術を用いたユニークな手法で課題を解決し新しい社会を創造する」をミッションとしております。当第1四半期累計期間においては、前期から継続している大手企業の顧客を中心に「インフラ」「自動車」「建設」などの業界向けに当社のAIアルゴリズムをカスタマイズし顧客にソリューションとして提供を行いました。引き続き既存顧客からの案件を中心にAIプロジェクトを受注しております。

一方、売上原価は採算のよいプロジェクトの増加により、また販売費及び一般管理費は営業費用のコントロールにより売上比で減少しており利益率は向上しております。

以上の結果、当第1四半期累計期間の売上高は223,770千円となり、営業利益55,432千円、経常利益55,506千円、四半期純利益は38,490千円となりました。

なお、当社の事業セグメントはカスタムAIソリューション事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

（資産の部）

当第1四半期会計期間末における流動資産は1,417,219千円となり、前事業年度末に比べ50,984千円減少いたしました。これは主に継続途中のプロジェクトが増加し売掛金及び契約資産が115,858千円増加した一方で、研究開発費や営業費の未払金の支払い等により現金及び預金が135,579千円減少したことによるものであります。この結果、総資産は、1,501,613千円となり、前事業年度末に比べ59,641千円減少いたしました。

（負債の部）

当第1四半期会計期間末における流動負債は49,497千円となり、前事業年度末に比べ98,132千円減少いたしました。これは主には研究開発費や営業費の支払いにより未払金が72,416千円減少したことによるものであります。この結果、負債合計は、49,497千円となり、前事業年度末に比べ98,132千円減少いたしました。

（純資産の部）

当第1四半期会計期間末における純資産合計は1,452,115千円となり、前事業年度末に比べ38,490千円増加いたしました。これは主に、利益剰余金の増加によるものであります。

（2）会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第1四半期累計期間において、当社が定めている会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

（3）経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

（4）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

（5）研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発費は3,929千円です。なお、当第1四半期累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式 A種優先株式 B種優先株式	1,000,000,000 500,000,000 500,000,000
計	2,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2022年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (2023年3月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	25,000,000	3,464,130	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。 (注) 2
A種優先株式	6,249,999	—	非上場	(注) 3
B種優先株式	3,391,303	—	非上場	(注) 3
計	34,641,302	3,464,130	—	—

- (注) 1. 当社は、2022年12月14日付ですべてのA種優先株式及びB種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式及びB種優先株式1株につき、それぞれ普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式のすべてについて、2022年12月15日開催の取締役会決議により2022年12月16日付で消却しております。これにより、発行済株式数は普通株式34,641,302株となっております。なお、当社は2022年12月27日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
2. 当社は、2022年12月27日開催の臨時株主総会決議により2023年1月4日付で株式10株を1株に併合しております。
3. A種優先株式及びB種優先株式の内容は、次の通りであります。

① 剰余金配当

- (1) 当社は、剰余金の配当をするときは、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）及びB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれの事業年度ごとに、A種優先株式及びB種優先株式1株につき年6円（但し、A種優先株式又はB種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。）の配当金（以下「優先配当金」という。）をそれぞれ支払う。
- (2) ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対してした剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- (3) 当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

② 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産（その種類を問わない。以下同じ。）の分配をするときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質

権者に先立ち、B種優先株式1株につき230円（但し、B種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。以下「B種優先残余財産分配額」という。）を分配する。

- (2) 当社は、B種優先株主又はB種優先登録質権者に対してB種優先残余財産分配額の全額が支払われた後、なお残余財産がある場合には、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき144円（但し、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。以下「A種優先残余財産分配額」という。）を分配する。
- (3) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者は、B種優先株式1株及びA種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

③取得請求権

A種優先株主及びB種優先株主（以下各別に又は総称して「優先株主」という。）は、いつでも当社に対して、A種優先株式又はB種優先株式（以下各別に又は総称して「優先株式」という。）を取得することを請求することができるものとし、当社は優先株主が取得請求をした優先株式を取得するのと引換えに、A種優先株式については下記(1)に、B種優先株式については下記(2)に定める算定方法に従ってそれぞれ算出される数の当社の普通株式を、当該優先株主に対して交付するものとする。

(1) A種優先株式について

① 取得と引換えに交付する普通株式の数

- (a) A種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{取得と引換えに} \\ \text{交付する普通株式の数} \end{array} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求をした} \\ \text{A種優先株式の払込金額の総額}}{\text{A種取得価額}}$$

但し、A種優先株式の払込金額は、A種優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。

- (b) 取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

② 当初A種取得価額

A種優先株式の取得価額（以下「A種取得価額」という。）は、当初120円とする。

③ 取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- (i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式によりA種取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後A種取得価額} = \text{調整前A種取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後のA種取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、以下の算式により、A種取得価額を調整する。

$$\text{調整後A種取得価額} = \text{調整前A種取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後のA種取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 調整前のA種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。）の取得による場合又は普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式（以下「A種取得価額調整

式」という。)によりA種取得価額を調整する。調整後のA種取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。)の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、A種取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後A種取得価額} = \text{調整前A種取得価額} \times \frac{\begin{array}{c} (\text{発行済普通株式の数} \\ - \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数}) \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{新たに発行する普通株式の数} \times 1 \\ \text{株あたりの払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} (\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}) + \text{新たに} \\ \text{発行する普通株式の数} \end{array}}$$

なお、上記算式における「発行済普通株式の数」とは、(A)その時点の発行済普通株式の数に、(B)(x)普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券(もしあれば)及び(y)普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくはその他の証券若しくは権利(もしあれば)の全てが、その時点の取得価額又は行使価額その他の条件で取得又は行使等され、普通株式が交付された場合に発行される普通株式の数を合算した総数を指す。

但し、本(iii)によるA種取得価額の調整は、すべてのA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

(iv) 調整前のA種取得価額を下回る価額をもって(x)普通株式1株の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権若しくはその他の証券を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)又は(y)普通株式1株の交付を請求できる新株予約権若しくはその他の証券若しくは権利を交付する場合(無償割当ての場合を含む。)、かかる株式、新株予約権又はその他の証券若しくは権利の払込期日(新株予約権の場合は割当日。以下本(iv)において同じ。)に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(iv)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、交付される株式、新株予約権又はその他の証券若しくは権利の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、A種取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」としてかかる価額を使用して算出される額を、A種調整後の取得価額とする。調整後のA種取得価額は、払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本(iv)によるA種取得価額の調整は、全ての優先A種株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

(v) 当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換又は当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合であって、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式(以下「割当株式」という。)1株あたりの価値(当社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株あたりに換算した額とする。以下同じ。)が調整前のA種取得価額を下回る場合、A種取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」としてかかる価値を使用して計算される額(なお、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、「新たに発行する普通株式の数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。)を、調整後のA種取得価額とする。調整後のA種取得価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降、これを適用する。但し、本(v)によるA種取得価額の調整は、全てのA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(i)ないし(iii)のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後のA種取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、A種取得価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のためにA種取得価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)のほか、普通株式の発行済株式の総数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の

変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってA種取得価額の調整を必要とするとき。

- (iii) 上記(a)の(iv)に定める株式、新株予約権又はその他の証券につきその取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権又はその他の証券すべてにつき普通株式が交付された場合を除く。
- (c) A種取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) A種取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (e) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後のA種取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。
- (f) 上記(a)及び(b)の定めにかかわらず、以下に掲げる事由の場合には、A種取得価額の調整は行わない。
- (i) 当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付若しくは処分する場合
- (ii) 当会社、当会社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員若しくはアドバイザーに対して、インセンティブ目的でストック・オプション、ワラントその他の権利が付与される場合（行使により交付される普通株式の総数が付与時の発行済株式総数の20%（但し、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。）に相当する数を上限とする。但し、取締役会の全会一致で新たな上限が設定された場合にはそれに従う。）
- (iii) オプション、ワラント又はその他の転換性証券の行使により株式が発行される場合

(2) B種優先株式について

① 取得と引換えに交付する普通株式の数

- (a) B種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき当社の普通株式の数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付する普通株式の数} = \frac{\text{B種優先株主が取得請求をしたB種優先株式の払込金額の総額}}{\text{B種取得価額}}$$

但し、B種優先株式の払込金額は、B種優先株式につき株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。

- (b) 取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項の規定に従いこれを取り扱う。

② 当初B種取得価額

B種優先株式の取得価額（以下「B種取得価額」という。）は、当初230円とする。

③ 取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおりB種取得価額を調整する。

- (i) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、以下の算式によりB種取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但しその時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後B種取得価額} = \text{調整前B種取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後のB種取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式につき株式の併合をする場合、以下の算式により、B種取得価額を調整する。

$$\text{調整後B種取得価額} = \text{調整前B種取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後のB種取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 調整前のB種取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を

処分する場合（無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。）の取得による場合又は普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合を除く。）、次の算式（以下「B種取得価額調整式」という。）によりB種取得価額を調整する。調整後のB種取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本(a)において同じ。）の翌日以降、また、株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、B種取得価額調整式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後B種取得価額} = \text{調整前B種取得価額} \times \frac{\left(\frac{\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}}{\text{発行済普通株式の数} - \text{当社が保有する普通株式の数}} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times 1}{\text{株あたりの払込金額}} \right)}{\text{調整前B種取得価額}}$$

なお、上記算式における「発行済普通株式の数」とは、(A) その時点の発行済普通株式の数に、(B) (x) 普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権もしくはその他の証券（もしあれば）及び(y) 普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくはその他の証券若しくは権利（もしあれば）の全てが、その時点の取得価額又は行使価額その他の条件で取得又は行使等され、普通株式が交付された場合に発行される普通株式の数を合算した総数を指す。

但し、本(iii)によるB種取得価額の調整は、すべてのB種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

(iv) 調整前のB種取得価額を下回る価額をもって(x) 普通株式1株の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる株式、新株予約権若しくはその他の証券を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）又は(y) 普通株式1株の交付を請求できる新株予約権若しくはその他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、かかる株式、新株予約権又はその他の証券若しくは権利の払込期日（新株予約権の場合は割当日。以下本(iv)において同じ。）に、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本(iv)において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、交付される株式、新株予約権又はその他の証券若しくは権利の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、B種取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」としてかかる価額を使用して算出される額を、調整後のB種取得価額とする。調整後のB種取得価額は、払込期日の翌日以降、無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。但し、本(iv)によるB種取得価額の調整は、全てのB種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

(v) 当社が存続会社若しくは存続会社の親会社となる合併、当社が完全親会社若しくは完全親会社の親会社となる株式交換又は当社が分割承継会社若しくは分割承継会社の親会社となる会社分割が行われる場合であって、合併により消滅会社の株主に割り当てられる当社の株式、株式交換により完全子会社の株主に割り当てられる当社の株式又は会社分割により分割会社若しくは分割会社の株主に割り当てられる当社の株式（以下「割当株式」という。）1株あたりの価値（当社の取締役会の決定により合理的に定められる額とし、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、普通株式1株あたりに換算した額とする。以下同じ。）が調整前のB種取得価額を下回る場合、B種取得価額調整式において「1株あたりの払込金額」としてかかる価値を使用して計算される額（なお、かかる割当株式が当社の普通株式に転換し得る株式である場合、「新たに発行する普通株式の数」は、かかる株式の目的となる普通株式の数とする。）を、調整後のB種取得価額とする。調整後のB種取得価額は、当該合併、株式交換又は会社分割の効力発生日以降、これを適用する。但し、本(v)によるB種取得価額の調整は、全てのB種優先株主がかかる調整を不要とした場合には行われない。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記(i)ないし(iii)のいずれかに該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後のB種取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、B種取得価額の調整を適切に行うものとする。

(i) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、

吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のためにB種取得価額の調整を必要とするとき。

- (ii) 前(i)のほか、普通株式の発行済株式の総数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってB種取得価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 上記(a)の(iv)に定める株式、新株予約権又はその他の証券につきその取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式、新株予約権又はその他の証券すべてにつき普通株式が交付された場合を除く。
- (c) B種取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) B種取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後B種取得価額と調整前B種取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、B種取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後B種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、B種取得価額を算出する場合には、調整前B種取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (e) B種取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後のB種取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。
- (f) 上記(a)及び(b)の定めにかかわらず、以下に掲げる事由の場合には、B種取得価額の調整は行わない。
- (i) 当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに当社の普通株式を交付若しくは処分する場合
 - (ii) 当社、当社の子会社又は関連会社の取締役、監査役、従業員若しくはアドバイザーに対して、インセンティブ目的でストック・オプション、ワラントその他の権利が付与される場合（行使により交付される普通株式の総数が付与時の発行済株式総数の20%（但し、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。）に相当する数を上限とする。但し、取締役会の全会一致で新たな上限が設定された場合にはそれに従う。）
 - (iii) オプション、ワラント又はその他の転換性証券の行使により株式が発行される場合

④取得条項

当社が国内外の国際的に認知された金融商品取引所に対し株式公開するべき旨を取締役会の決議により決定した場合には、当社は、当社の取締役会が別に定める日において、その前日までに取得の請求のなかった優先株式をすべて取得することができるものとし、当社はかかる優先株式を取得すると引換えに、かかる優先株式の払込金額（但し、優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調節される。）をその時点における取得価額（A種優先株式についてはA種取得価額を、B種優先株式についてはB種取得価額を意味するものとする。）で除して得られる数の普通株式を、各優先株主に対して交付するものとする。なお、上記の普通株式の数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に従ってこれを取扱う。

⑥譲渡制限

優先株式の譲渡については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

⑥議決権

優先株主は、普通株主と同様に、株主総会において優先株式1株につき1個の議決権を有する。

⑦種類株主総会の決議事項

当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為、第199条第4項に掲げる行為、並びに第238条第4項に掲げる行為をする場合においては、普通株主及び優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。但し、第322条第1項第1号に規定する定款の変更（単元株式数についてのものを除く。）を行う場合は、この限りでない。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2022年8月1日～2022 年10月31日	—	34,641,302	—	100,000	—	764,999

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,000,000 A種優先株式 6,249,999 B種優先株式 3,391,303	普通株式 250,000 A種優先株式 62,499 B種優先株式 33,913	完全議決権株式であり、権利内容に 何ら限定のない当社における標準と なる株式であります。なお、単元株 式は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 25,000,000 A種優先株式 6,249,999 B種優先株式 3,391,303	—	—
総株主の議決権	—	346,412	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2022年8月1日から2022年10月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年8月1日から2022年10月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年7月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,383,154	1,247,575
売掛金及び契約資産	38,242	154,100
電子記録債権	34,320	—
仕掛品	60	881
前払費用	12,407	14,643
その他	19	19
流動資産合計	1,468,204	1,417,219
固定資産		
有形固定資産	13,897	11,216
無形固定資産	1,151	11,886
投資その他の資産	78,001	61,290
固定資産合計	93,050	84,393
資産合計	1,561,255	1,501,613

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年7月31日)	当第1四半期会計期間 (2022年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	10,831	7,274
未払金	84,589	12,172
未払法人税等	1,223	305
賞与引当金	—	5,700
その他	50,986	24,045
流動負債合計	147,630	49,497
負債合計	147,630	49,497
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	1,434,999	1,434,999
利益剰余金	△121,374	△82,883
純資産合計	1,413,624	1,452,115
負債純資産合計	1,561,255	1,501,613

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2022年8月1日 至 2022年10月31日)
売上高	223,770
売上原価	74,470
売上総利益	149,300
販売費及び一般管理費	93,868
営業利益	55,432
営業外収益	
受取利息及び配当金	6
助成金収入	63
その他	4
営業外収益合計	74
経常利益	55,506
税引前四半期純利益	55,506
法人税、住民税及び事業税	305
法人税等調整額	16,710
法人税等合計	17,016
四半期純利益	38,490

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2022年8月1日 至 2022年10月31日)
減価償却費	4,069千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第1四半期累計期間(自 2022年8月1日 至 2022年10月31日)

当社の事業セグメントは、カスタムAIソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第1四半期累計期間(自 2022年8月1日 至 2022年10月31日)

(単位：千円)

カスタムAIソリューション事業	売上高
受託請負契約	148,002
共同開発契約	70,900
その他	4,867
顧客との契約から生じる収益	223,770
その他の収益	—
外部顧客への売上高	223,770

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2022年8月1日 至 2022年10月31日)
1株当たり四半期純利益	11円11銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	38,490
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	38,490
普通株式の期中平均株式数(株)	
(うち普通株式)	2,500,000
(うちA種優先株式)	624,999
(うちB種優先株式)	339,129
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. A種優先株式及びB種優先株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 当社は、2023年1月4日付で普通株式10株につき1株とする株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

優先株式の取得及び消却

取得請求権行使により、A種優先株式及びB種優先株式のすべてにつき、2022年12月5日から12日付で自己株式として取得し、対価としてA種優先株式及びB種優先株式1株につき、それぞれの普通株式1株を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式及びB種優先株式のすべてを消却することについて2022年12月15日開催の取締役会において決議し、2022年12月16日付で消却しております。なお、当社は、2022年12月27日開催の臨時株主総会決議により、同日付で種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

A種優先株式 6,249,999株

B種優先株式 3,391,303株

(2) 交換により交付した普通株式数

普通株式 9,641,302株

(3) 交付後の発行済普通株式数 34,641,302株

株式の併合及び単元株制度の採用

当社は2022年12月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、2023年1月4日付をもって株式併合を行っております。

また、当社は、2022年12月27日開催の臨時株主総会決議により、2022年12月27日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

1. 株式併合及び単元株制度の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を適切な水準とすることを目的として株式併合を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

2. 株式併合の概要

(1) 併合方法

2023年1月4日の最終の株式名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式10株につき1株の割合をもって併合しております。

(2) 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 34,641,302株

今回の株式併合により減少する株式数 31,177,172株

株式併合後の発行済株式総数 3,464,130株

株式併合後の発行可能株式総数 12,000,000株

(3) 株式併合の効力発生日

2023年1月4日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式併合が前事業年度の期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の概要

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

その他資本剰余金の減少

当社は2022年12月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付でその他資本剰余金を減少し、全額を繰越利益剰余金に振替を行いました。

1. その他資本剰余金の減少の目的

当社における黒字化のめどが立ったことを機に過年度の欠損金を一掃するため、その他資本剰余金の減少を実施することといたしました。

2. その他資本剰余金の額の減少及び剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を減少させ、繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を填補します。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 122,624,684円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 122,624,684円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年3月16日

株式会社 Ridge-i

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

只隈 洋一

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

室井 秀夫

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社Ridge-iの2022年8月1日から2023年7月31日までの第8期事業年度の第1四半期会計期間（2022年8月1日から2022年10月31日まで）及び第1四半期累計期間（2022年8月1日から2022年10月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社Ridge-iの2022年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上